

1 相模原市中小企業融資制度の制度変更について

(説明者：経済部長)

(1) 主な意見等

- 中小企業融資制度はどのくらいの中小企業が利用しているのか。また、信用保証料補助額は1件あたりどの程度の金額か。
 - 市内には約1,500社の中小企業があり、年間1,400社程度が利用している。補助額は1件あたり7万円から30万円程度である。
- 信用保証料補助を止めると利用者の負担感が増すのではない。
 - 信用保証料は融資を受ける際、融資金額から自動的に天引きされるので負担感はそのほど大きくないと思われる。また、企業にとっては、長期間にわたって利子補給の上乗せがあった方が経営の安定に繋がり有利であると思われる。
- 信用保障料の補助率を一定割合下げ、その財源を利子補給に上乗せするという方法もあるのではないか。
 - 検討の段階で同様のことを議論したが、支援が中途半端になるためそのような方法はとらないことにした。
- 中小企業の経営環境が厳しいなかで、充当財源が削減されるということで、中小企業支援が後退したととられないか。
 - 現在の信用保証料補助は、保障料率を考慮せずに一律70%助成しているため、特定の人に手厚い制度になってしまっている。利子補給の割合を充実した方が経営の安定化に繋がると考えている。
- 利子補給率の上乗せの考え方は
 - 融資制度の利用実態を検証し、中小企業が利用しやすい資金メニューを中心に利子補給の割合を充実した。
- 地球温暖化対策への取組みは大手企業より中小企業の方が積極的であると思う。中小企業の経営安定に繋がる制度に加え、事業環境の整備を促進する支援制度の創設は非常に良いと思う。

- 商工会議所の工業部会等へ説明し意見を聞くことも必要ではないか。
 - 建設関係団体へは説明を行い了承を得たが、商工会議所の各部会へ説明を行っていないため、制度改正の内容を関係団体へ説明し、その結果を踏まえ、再度局経営会議に付議する。

(2) 結 果

資料を修正のうえ、再度局経営会議に付議する。